

修学支援新制度に係る学修意欲の確認（適格認定）について

2020年4月から高等教育の修学支援新制度（給付奨学金と授業料等減免）が始まりました。支援対象者の基準（家計に係る基準と学業等に係る基準）に該当された皆さんには、給付奨学金の支給や授業料減免等の支援を受けることができます。

対象者に認定後は、給付奨学金については年3回の在籍報告と年1回の継続願の提出、授業料減免については年2回の継続願の提出が必要です。在籍報告や継続願の提出を怠った場合は支援を停止することになります。加えて毎年度末（1～2月頃）には、学業成績や学修意欲の確認（以下、適格認定という。）を行います。適格認定の基準は以下のとおりです。内容をよく確認し、それぞれが日々の学修に取り組むようにしてください。

『大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書』または『大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知』に記載の減免額や納付額は毎年度末の適格認定の結果によっては支援が停止・打ち切りとなり、場合によっては学年の始期（4月）に遡って支援されたすべての給付奨学金と授業料減免分を返還しなければなりません。（くわしくは3.遡及取消についてをご参照ください。）

【1. 学業成績や学修意欲の確認（適格認定）基準】

区分	基準	支援の扱い
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき。 1. 修業年限で卒業できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数※1の5割以下であること。 3. 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲※2が著しく低い状況にあると認められること。 4. 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。	支援の打ち切り 遡って返還を求める場合があります（遡及取消） ※以下3参照
警告	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数※1の6割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く）。 2. GPA等が学科（学年別）における下位1/4の範囲に属すること。 3. 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲※2が低い状況にあると認められること。	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力すること。連続して、「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。

※1 標準単位数 = (卒業必要単位数 124 単位 / 修業年限) × 申請者の在学年数

※2 学修意欲の状況については、履修科目への授業への出席率、授業時間外の学修の状況（予習・復習など）、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定する。

【2. レポートによる学修意欲の確認】

学業成績や意欲についての確認（適格認定）では、毎年度末（1～2月頃）に GoogleForm を利用し、

レポートの提出を求めます。レポートでは、以下の内容について記述していただきます。字数指定は必ず守ってください。また、提出期限や提出方法については別添の資料『授業料減免の適格認定手続きについて』を参照してください。提出期限は厳守してください。期限までに提出がない場合は支援が打ち切りとなります。学修意欲を確認するものですので、提出がない場合において大学から督促することはありませんのでご注意ください。

◆レポートの内容◆※④⑤⑥は 200～400 文字程度で記述

- ①出席状況（遠隔授業については、各回のご自身の学修状況を勘案しご回答ください）
- ②レポートの提出状況
- ③授業時間外の学修の状況（予習復習含）
- ④学習の計画
- ⑤学修の振り返り
- ⑥卒業までの学びの計画について
- ⑦失格の科目数
- ⑧失格の科目名と理由

【3. 遡及取消について】

適格認定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、（1）学業成績等が著しく不良であると認められるのか、（2）災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められるのかを確認します。（1）に該当し、（2）に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となります。遡及取消となった場合は、学年の始期（4月）に遡って支援されたすべての給付奨学金と授業料減免分を返還しなければなりません。

（1）学業成績等が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には下記のいずれかに該当する場合

- ・修得した単位数の合計が標準単位数^{※1}の1割以下である場合
- ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

（2）災害、傷病、その他のやむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない場合をいう。（学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれない。）

【4. その他】

上記以外の支援の廃止（打ち切り）や停止については、以下のホームページをご確認ください。

文部科学省ホームページ「支援対象者の在学中の支援の扱いについて」

https://www.mext.go.jp/content/20201111-mxt_gakushi01-1409388_13.pdf

【問い合わせ先】（平日 8:30～17:15）

下関市立大学事務局 学務グループ学生支援班
TEL (083) 252-0289